62―04　P

公開実用新案公報を引用刊行物とする際の取扱い

審判における審理においては、公開実用新案公報と明細書、図面のマイクロフィルム又はＣＤ－ＲＯＭとは引用刊行物（証拠）として別個のものであることを考慮して、公開実用新案公報を引用刊行物とする際には以下のように取り扱う。

１．査定不服の審判において、引用刊行物が公開実用新案公報の場合、公開公報に記載された内容（実用新案登録請求の範囲、図面、図面の簡単な説明）のみで原査定が維持できるかどうかを厳格に判断する（公報に記載されていない当該考案の詳細な説明の記載を根拠とした判断又はそれをしん酌した判断をしない。）。

２．考案の詳細な説明の記載を根拠とする場合は、当審において拒絶理由を通知する。刊行物としての記載方法は以下による（平成５年１月８日以降に発行されたものはＣＤ－ＲＯＭ）。

①「実願昭○○－○○○号（実開昭○○－○○○号）の願書に添付した明細書及び図面の内容を撮影したマイクロフィルム（昭和○年○月○日特許庁発行）」

②「実願昭○○－○○○号（実開昭○○－○○○号）のマイクロフィルム」

③「実願平○－○○○号（実開平○－○○○号）の願書に添付した明細書及び図面の内容を記録したＣＤ－ＲＯＭ（平成○年○月○日特許庁発行）」

④「実願平○－○○○号（実開平○－○○○号）のＣＤ－ＲＯＭ」

３．審査における引用刊行物は公開実用新案公報であるが、審判請求書において当該実用新案登録出願の明細書全体の記載に基づいて請求の理由を述べている

ときについても、上記１．、２．の趣旨を尊重して行う。

（改訂 H27.2）